

Title	<書評> 寺田隆信著 『明代郷紳の研究』
Author(s)	鶴成, 久章
Citation	東洋史研究 (2011), 70(2): 342-350
Issue Date	2011-09
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/192924">https://doi.org/10.14989/192924</a>
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

寺田隆信著

## 明代郷紳の研究

鶴 成 久 章

## I

「追記」において著者は自身の研究生生活を回顧して、前半期の課題が「山西商人」であり、後半期の課題が「郷紳」であったと語っている。著者が郷紳に関心をもつようになった直接の契機は、一九八一年十月から翌年七月まで在外研究のため中國で暮らした日々の実感であったという。中國には今なお「士庶の區別」が存在するのではないかと、少なくとも人々の意識の中には残存しているのでないかと思わざるを得ない場面にはしばしば遭遇し、その實感を通じて士人あるいは郷紳の生活と心理を明らかにすることは中國の社會と歴史を理解するための捷徑となるのではないかと考えたという。もともと、巻末の「寺田隆信著作目録」を見ると、一九七二年十一月に『山西商人の研究——明代における商人および商業資本——』を上梓して以降、著者の関心が徐々に明代郷紳の研究に傾斜していった様子がうかがえる。「郷紳」という概念が明清史研究者の間で特に注目される研究対象となった七〇年代には、本誌においても「明清時代の郷紳」（第三十三卷第三號

一九七四年十二月）という特集が組まれており、宮崎市定氏の「張溥とその時代——明末における「郷紳の生涯」を筆頭に錚錚たる研究者の論文が並んでおり、著者も「陝西同州の馬氏——明清時代における郷紳の「系譜」」（本書第四章第一節）という論文を寄せている。また、本書の第一章の基礎となった論文の一つである「郷紳」について」が發表されたのは一九八一年九月のことである。つまり、著者の中に既に醸成されつつあった「郷紳」という歴史的存在への関心が、現代中國での研究生生活を経て、中國の社會と歴史を理解するための關鍵であるという確信に変わったということであろう。

「まえがき」において著者は、中國の歴史における「士庶の區別」に關する説明を通じて、郷紳とよばれる階層があらわれた制度的・社會的背景を概観し、本書の目的について語っている。それによれば、舊稿執筆時から著者の念頭にあったのは、郷紳概念を制度的に明確化するとともに、彼らの生き方に光をあて、一般論としてではなくその常在的・具體的な生活實態を明らかにする事例研究を目指すことであったという。郷紳と呼ばれる階層がどのように成立し固有の存在となったのか、彼らが日々何を考えるどのように生活し行動したのか、その實像を提示することを通じて様々な角度から試みられた既往の研究との接点を求め、歴史的存在である郷紳への理解をより深めたいというのが著者の思いであったという。本書の構成は以下の通りである。

まえがき

目次

- 第一章 郷神の登場
  - 第一節 郷神とは何か
  - 附論 郷神用語の使用例
- 第二章 近世士人の學問と教養
  - 第一節 士人の養成と教育課程
  - 第二節 士人の史的教養——『資治通鑑』の流布について
- 附論 はじめて『通鑑』を読んだ日本人
- 第三章 郷神像の諸相
  - 第一節 理念と現實
  - 第二節 郷神一族の家訓
  - 第三節 顧炎武の『生員論』
  - 第四節 蘇州の哭廟案
- 第四章 郷神の系譜と行狀
  - 第一節 陝西同州の馬氏
  - 第二節 泉州府同安縣の林氏
  - 第三節 回族の郷神——陳江丁氏ほか
  - 第四節 松江府華亭縣の董氏
  - 第五節 蘇州府崑山縣の顧氏
- 第五章 祁彪佳研究
  - 第一節 祁彪佳と顔茂猷
  - 第二節 紹興祁氏の「澹生堂」
  - 第三節 在京官僚としての祁彪佳
  - 第四節 祁彪佳の郷神生活

## 第六章 非郷神的人生——市隱の生と死

- 第一節 沈周略傳
- 第二節 張岱略傳
- あとがき——結びに代えて
- 寺田隆信著作目録

### 追記

### 索引

## II

第一章は本書の理論的な中核をなす部分であり、第一節では「郷神とは何か」という本書の主題について著者の見解が整理されている。まず著者が強調するのは、そもそも日本の學界において郷神という用語に對する理解が必ずしも一致しているわけではないという点である。一九六〇年代以降の郷神研究を主導した諸研究は、郷神の問題を土地所有や國家論と結びつけて論じようとしたが、その際に「郷神とは何か」という基本的な問題について言及されることがほとんどなく、そのため共通の理解を抜き概念の一人歩きが目立ったという。こうした狀況に對して著者は、郷神を「在郷の縉紳」として廣義に理解すべきであると主張する。著者がそのように述べる根據は、明人の文集に見られる「郷紳」及びその同類の用語の具體的な使用例の考察に基づいており、本節の附論にはその調査結果も明示されている。著者の結論では、明代を通じて最も廣く用いられていたのは「縉紳」、ついで「薦紳」の語であり、「郷紳」という用語が文献にあらわれるのは明

代中期以降のことであり、明末から清初、特に十六世紀以降になつて多く使われるようになったという。そして、當時の人々が郷紳の語を他の同類の語と意識的に區別して使つたとは考えられず、郷紳とは、郷里に在住する、官位を有する人、身分が高い人を幅広く指す用語であり、文献中に見られる郷紳はあくまでも「在郷の縉紳」の意として廣義に解釋すべきであつて嚴密に規定してみてもあまり意味はないと主張する。また、郷紳という語は、法制あるいは地域との關聯で特別に意味を異にするような用語ではないとも述べる。

著者が郷紳の語をやや緩やかに幅廣く解釋するように主張するのは、それにより少しでも當時の人々の言語感覚に近づこうとする意圖によるものである。では著者の考える郷紳という用語の定義すなわち「在郷の縉紳」とはより具體的にはいかなるものであろうか。著者によれば、それは郷里に居住し、生員・監生・舉人・進士などの身分ないし資格をもち、特權を與えられ禮遇を受けて庶民とは區別された者の總稱であるという。そして、郷紳とみなされるのに任官經驗は必須ではなく、監生や生員まで含めて考えるのが用語の本來的な使用意圖に合致するのではないかと主張する。「郷紳とは何か」という問題についてこのように結論づけた上で著者は、この郷紳とよばれる階層を生み出した基本的要因として明清時代の科擧制度と學校制度の特徴を指摘する。すなわち、明代以降の科擧制度はその下に學校制度を組み込んでおり、第一段階の試験である郷試の受験資格を生員に限定するとともに、生員を終身の身分ないし資格と定めた。これにより、舉人あるいは生員といった終身の身分ないし資格をもつ人々が科擧制度と學

校制度の中から新しく誕生した。彼らは制度の原則にしたがつて本籍地に居住したが、彼らの周圍には、賜暇あるいは退任等種々の理由で郷里に歸つた官僚經驗者たちがおり、さらには國都の國子監を離れて歸郷中の監生がいた。そして、これら科擧制度と學校制度を通じて身分ないし資格を付與され、郷里に在住する人々によつて郷紳が形成された。したがつて、郷紳の問題を考える際には、まずは科擧制度と學校制度が考察されねばならない、と著者は主張する。

なお、著者の考えでは、宋・元時代までは士と庶の區別はなお理念的であり制度的なものではなかったが、明代になつて科擧制度が學校制度を包攝し科擧の受験資格が學校の學生のみに限定されたのを契機として、士と庶との間には制度的な一線が畫されるに至つたという。士大夫はまず學生となることで國家の公認する身分となり、それにより郷紳という身分が社會的に定着することとなつた。郷紳の存在が明清時代に固有のものであるのは、このような士大夫の制度化に由來する、と著者は主張する。また、郷紳が明代中期から清代にかけて、政治的・社會的に特に注目される存在になつたのは、その數、とりわけ生員や監生の數がこの時期に急増したことに起因するという。つまり、官職につけないまま郷里に根を下ろした回郷監生の増加や、元來地元學校の學生であり出身地の居住者であつた生員の増加は、必然的に「在郷の縉紳」の増加を意味した。この事實こそ、郷紳の存在が世上の注目を浴びるに至つた最大の理由であつた、と指摘する。

第二節では「郷紳の研究史」を振り返りつつその問題點と課題を整理し、本書の研究史における位置づけを改めて明確にしてい

る。著者によれば、まず戦前の郷紳論は、國家と社會を二分し社會の指導者としての郷紳を、その歴史性にはほとんど觸れないまま一種の機能概念ととらえて概論風、一般論的に語るところに共通性をもったという。だが、郷紳の機能や役割について、郷黨の代表者もしくは指導者、國家と社會の紐帯あるいは官と民の仲介者、地主、高利貸、官僚など多様な屬性が列擧されているものの、それを證明する史實の提示に問題を残していると指摘する。これに對して、郷紳の語で一括される在地の有力者、特權者層を明代中期以降の時代に特有の存在と認め、新しい歴史的範疇として鑄直そうとする試みが一九六〇年代以降に始まったという。それらの研究は郷紳を大土地所有者と規定し、地主制との關聯において扱おうとする點で特徴的であり、やがて郷紳は明清史研究の中核的課題と意識されるようになった。また、これ以降、郷紳研究はもっぱら地主制や賦役改革と關聯して展開されるようになっていった、という。その後、一九八〇年代になると、地主制や徭役制それらを通した支配機構としての國家論などに基軸をおいた郷紳への關心とは別に、人々の意識や精神を含めたいわば社會史的な手法に基づく新しい研究が開始され、郷紳勢力の形成と成長の原因としての社會秩序や生活環境の變化に注目し、それまでの研究史の主流とは異なつた視點から着手された研究があらわれたという。

ところが、著者の考えでは、このように戦前・戦後を通じて豊富な研究の蓄積があるにもかかわらず、「郷紳とは何か」、すなわち「郷紳」の概念・語義・用法についての通念的理解にすらいまだに到達しておらず、諸研究によって提示された郷紳概念はなお

も流動的であるという。郷紳に官僚の豫備軍ともいふべき監生や生員を含むのを認める立場と、官僚および官僚経験者のみに限定しそれ以外の者は士人として區別する立場の少なくとも二つの對立する理解がいまなお存在するというのである。著者は郷紳の語をより廣義に捉える前者の側に立っているわけだが、ともあれ、こうした對立が解消されない原因について著者は、戦後の特に八〇年代以前の研究者が、郷紳の存在を重要な課題と認めつつも、地主としての側面に注目するあまり概念の検討をなおざりにしてきたことに求められると指摘する。そして、郷紳のもつ多様な屬性、機能、役割にほとんど觸れないまま、對象を地主に單純化して、その全體像についての検討を等閑視した結果、イメージとしての郷紳概念が今なお獨り歩きしているという。

### III

著者の考えでは、郷紳とは地主であり地域の有力者である場合がほとんどであつたが、それらはともに屬性の一つであつて郷紳たるべき必須の條件ではなく、郷紳と遇されるためには、何よりもまず學問・教養を身につけた士大夫・知識人である必要がある、制度的には生員・監生・舉人・進士の身分を手に入れなければならないかつたという。したがって、明清時代を通じて、郷紳は階層としては安定していたが、個々の家系についてみれば甚だ不安定な存在であつたと指摘する。なぜなら、その身分や地位が世襲ではなく、學校や科擧の制度によつて保證されていたため、學校試や科擧で合格者を出さない限り郷紳として存續するのは不可能であつたからであり、それゆえ、彼らの最大の關心事は、金錢を蓄

え地主であり続けることもさりながら、本質的には學校試や科擧に合格させるための子弟の教育であつたと著者は主張する。そのような觀點をふまえて、第二章では士人の育成と教育課程および教養の内容をめぐる問題が詳細に考察されている。

第一節では宋代の科擧制度の特徴を整理した上で、その制度の基本が、明代に學校制度を包攝したのを除けば、ほとんどそのまま後代に受け継がれたことを指摘する。そして、宋代以降の科擧の整備過程を通じて、士大夫の學問と教養は決定的な影響を受けることになつたという。中でも特に影響が大きかつたのは、經義・詩賦・策論を必修の試験内容とする制度が確立したことであるという。これ以降、士大夫として政治に參與し、社會的尊敬を受け、文明の繼承と創造に加わる資格を得るためには、古典に通曉すること、詩文を立派に作ることに、策論のための歴史的知识をもつこと、これら三つの條件を必ず具備することが要請されるようになり、その結果、この基本條件が士大夫の養成課程に決定的な影響を及ぼしたと著者はいう。當然ながら子弟の教育はこの三要件を整えることを目指して進められることとなり、それに即した教育課程が幾つもつくられることになつたという。そして、それらのうち後世に最も強い影響を及ぼした讀書教程として著者が特に重視するのは「程氏家塾讀書分年日程」である。この書は元代に國子監によつて全國の學校に配布され教育指導の規範となつたが、著者によれば、元から明、明から清へと科擧制度の基本的部分が繼承されたことから、『日程』もまた明清時代を通じてその利用價値を失わなかつたという。時代と社會の變遷に影響される若干の手直しを試みられたことにも觸れるが、郷紳とよばれた

人々を含めて近世の士人あるいは士大夫の學習形態は『日程』によつて決定されたのであり、『日程』は彼らの讀書あるいは學問内容を知るための第一級の資料であると主張する。そして、彼らには最低限度の教養として、四書五經の本文を暗誦し、歴史書に通じ、古文と古詩をつくる能力が求められ、その直接の目標は科擧に合格することであり、これと別種の教養はなく、あるとすればそれは水準の違いにすぎず、實に見事な價値觀の統一であると述べる。次の第二節では科擧の受験においても必須であつた史的教養の形成において『通鑑』が果たした重要な役割をはじめ、近世の士人における『通鑑』の流布と『通鑑』重視の學風について論じている。

科擧制度と學校制度、そしてそれに應ずるための教育課程という共通項を有していたとはいへ、郷紳のあり方、生き方は極めて多様であつたという。第三章ではそのような郷紳に期待された理念と現實との乖離の問題について論じている。

第一節においては、郷紳の基本的責務が、身を修め家を齊え郷村の指導者として郷村の教化あるいは秩序維持に務め天下國家の治平に貢獻することにあると理念的には理解されていたが、現實には必ずしもそのようにはいかず、郷紳が様々な社會的問題を發生させ、數々の弊害を周囲にもたらしたことが指摘される。郷紳と概括される人々の中には私利の追求に餘念のない者もあり、彼らがそうした生き方を選択したのは、自らの身分や地位を守り一家の永續を願うがためであつたという。そして、そのような事態を生んだより根源的な要因として、郷紳にとつてその家系を維持し続けることが極めて困難なことであつた事實を指摘する。その

上で著者は、郷紳一族の没落、長期的下降現象について、その最大の要因が科擧制度の競争的性格にあると主張する。なぜならば、彼らの身分や地位や特権は、科擧や學校制度にもつき個人の能力と資格に對して與えられたものであり、世襲は許されず、いかに大官の家系であっても、子孫が科擧や學校における競争に敗れたならば、すべてを失って没落せざるを得なかったからだという。

第二節では士大夫・郷紳たちが家名家門の存續を目的に作成した家訓の類が分析の對象となつてゐる。著者の考えでは、明代中期以降の激しい社會的・經濟的變動を目的の當たりにして、士大夫・郷紳たちはその存續を殊に重要な課題と意識せざるを得ず、そうした現實生活を通じて、名家家門の維持存續のための指針として、あるいは蓄積された處世經驗の書として幾つもの家訓が残されたという。それゆゑ、明代の家訓、特に中期以降のそれがもつ多様な記述からは、身分や地位を保證する制度をもたないまま、激しく變動する時代と社會に對應しながら、彼らがどのように生きてきたか、生きるべしと考へたか、言い換えれば、家訓の作成者である郷紳たちが一家一門の安泰を求めて願望した生き方を具體的にうかがうことができると指摘する。全部で四氏の家訓（霍渭「匡家訓」「陸氏家訓」「家誠要言」「龐氏家訓」）を紹介しているが、それらはそれぞれ記載形式と内容に若干の相違をとまないながら、作成者が冀求したのは、讀書と勤儉に加えて、修身、禮儀、族内の安寧と結束、近隣との調和、それらにもとづく社會秩序の維持であつたという。また、それらがすべて子弟の教育と學業に言及しているのは、彼ら郷紳の身分と地位が、學校や科擧の制度によつて保證されていたことと無關係ではないともいう。さらに、著

者は、これらの家訓が一門の永續を願う訓戒の書であるとともに、郷紳や宗族の本來あるべき姿を傳える記述としての共通性をもつと指摘する。

第三節では自らも終生の生員であつた顧炎武が、身を以て體驗した學校および生員制度の實情と問題點を取り上げその改善策に言及した文章である「生員論」が考察されている。生員は郷紳層の最下層にあり個々の存在感希薄であつたが、人數からするならば圧倒的多數派、最大集團であつて、その意味において生員の實態は郷紳全體のかかえる問題點をも確實に映し出しており、「生員論」は「郷紳論」の一部として讀むことができるのではないかと指摘する。著者によれば、「生員論」は生員の本來あるべき姿を提示するのを目的としており、生員そのものの存在を否定する文章ではなく、顧炎武の意識の中には、生員と庶民との區別が否定すべからざる不變の命題として強固に生きつづけていたという。また、「生員論」が提案する改善策がもし實施されたとしても、どの程度の實効性をもちえたかは檢證不能であるが、そこに記された生員の姿は直接の見聞に基づくものであり、そのまま實像と理解して差し支えなからうと述べる。さらに、著者は顧炎武が取り上げずにすませた問題として、當時の生員の進路が極めて狭き門であり、それゆゑに生員の前途はほぼ絶望的であつた事實を指摘し、仕進の途を失つた生員の生きる方策にはいかなるものがあつたのか、その生活の問題についても考察している。

第四節では清初の蘇州で起きた哭廟案の事件の經過と關係者の處分内容を考察し、哭廟案は清朝が財政の整理と確立を目指し徵稅の強化をはかる過程において、その最大の障礙であつた郷紳、

特にその底邊を形成する多數派の生員たちが主導して起こした事件であったと指摘する。そして、哭廟案を通じて清朝は生員を主力とする郷紳の力を削ぐことに成功し、それが江南支配を安定化させる契機となったと結論づける。

#### IV

第四章は郷紳の系譜と日常生活をめぐる事例研究を通じて、郷紳の多様な實像を浮かび上がらせようとするものである。

まず第一節では清代まで四五百年も続いた希有な家系である陝西同州の馬氏を取り上げ、地域の有力者・調停者として数々の公的・私的事業に従事している様子等が考察されている。続く第二節では泉州同安縣の林氏を取り上げ、林氏が讀書と勤儉に支えられた禮教的體制に忠實であろうとする一方で、私利のために政府の方針に徹底して抵抗するような二面性をもつ存在であったことを明らかにしている。そして、林氏が二つの立場の間にある隔たりを現実的にとどるように整合させていたのかをめぐる考察は、郷紳の問題を扱う際に避けては通れないであろうと指摘する。第三節では泉州府陳江の丁氏を取り上げ、回族の中から衣冠の族として郷紳の仲間に入る者が現れたが、漢・回の對立の狭間に苦しめられ、教律と信仰を維持するには様々な困難と妥協をとまわざるを得なかつたことが考察されている。第四節では松江府華亭縣の董氏を取り上げ、書家・畫家としても名高い董其昌が、惡辣な手段で利殖をはかって土庶を含めた郷人を陵辱し續けた結果、士民の憤激・反撥を買い一大騷動（民變）を引き起こした様子が詳細に分析されている。また、その事件の處理に廣範な郷紳たち

の輿論が影響を與えたことを指摘し、その集團的言動は「遙執朝柄」の實例であると述べる。第五節では蘇州府崑山縣の顧氏の十六世に屬する顧炎武の前半生を取り上げ、明末清初の混亂期における家運衰微の中、一家一身を守るために同じ郷紳を相手とする抗争や家奴の離反に悩まされ苦闘する姿を通して郷紳一家の生活實態を明らかにしている。第六節では山西絳州韓氏の家産分割文書を分析し、それが南京工部尙書という高官の家産の内容と數量をうかがうための資料として價値を有することを指摘する。また、この文書から、官僚として生涯の大部分をすごした韓重が、商業を含めかなり多角的な營利活動に関心をもっていたことがわかり、そしてそれは山西商人の經營形態の一つともみるべきであろうと述べる。

第五章は祁彪佳という一人の郷紳の日常生活を『祁忠敏公日記』を主たる資料として考察し、郷紳の現實の生活實態を解明しようとする事例研究である。分量的に全書のほぼ三割を占めており、「郷紳の實像」を明らかにする「事例研究」を目指した著者の思いがこもった章であるというべきかもしれない。まず第一節では祁彪佳と、明末における善書の普及や道德の向上に大きな役割を果たした顔茂猷との交友の實態を明らかにしている。また、第二節では祁承燦と祁彪佳の父子二代にわたつて築かれた紹興祁氏の澹生堂の歴史を回顧しつつ、郷紳の家である祁氏の藏書家としての實像を明らかにしている。

第三節は崇禎五年（一六三二）の北京における祁彪佳の日記を考察することで、士大夫たちが文明の中心と意識していた北京における官僚階級の生活の實態を分析し、政治と文明の擔當者であ



つた士大夫たちのあり方を論ずる一方で、中國文明の特徴の説明にも及ぶことを企圖したという。一年間の日記には様々な記事を含むが、官僚としての生活について見れば、著者も指摘するよう  
に、比較的ゆつたりしていた様子がうかがえる。連日連夜の社交  
宴會、觀劇に時間を費やす一方で、この間の目立った公務として  
は、皇城守備の官兵に對する査察、太倉庫などに關わる業務くら  
いである。ただ、その間に全部で六編の奏疏を奉っており、これ  
は眞劍に政務に従事した證據となるであろうと著者はいう。また、  
士大夫たる者の學問的・思想的根據である儒教に忠實であつただ  
けでなく、儒・佛・道の三教に救世の方策を求める眞摯な生活を  
送っているのは、それが國家や人民のための行爲と意識されてい  
たからであろうと指摘する。さらに、そのように基本的な意味に  
おいて正統の士大夫であつた祁彪佳には同時に趣味に生きること  
を捨てきれない生活態度があつたことも考察されており、そして、  
そうした生き方は當時としては異數ではなく、明末士大夫の實像  
の一面を伝えるものであるという。

第四節では崇禎八年七月から十年十二月までの二年半の時期の  
日記が考察されている。祁彪佳は四十四歳で明朝に殉じるまでの  
十年間をほとんど郷里で過ごしており、官僚身分をもちながらも  
官歴を重ねず自發的な家居生活を送つたこの期間の彼は、正眞正  
銘の郷紳であつたという。つまり、本節こそ郷紳の日常生活につ  
いての恰好の事例研究といえる。著者の指摘（「あとがき」）によ  
れば、日々の記録から總じて讀み取れるのは、郷紳と呼ばれる  
人々の活動が公的・私的分野をあわせて廣範圍にわたることであ  
るといふ。すなわち、祁彪佳は、藏書癖、園林癖、梨園癖等の趣

味の世界に生き、儒・佛・道三教を究める努力を怠らず、讀書と  
修養の日々を過ごす一方で、師友との交際、書信の往來を通じて  
政治の動向をうかがい、王朝の前途に不安を感じながらも、地方  
行政への關心を失わず時として積極的に関與している様子が具體  
的に見て取れるという。また、私的には家産の管理、族人の養贍、  
佃戸の寛恤に務めるなどの族務を處理するだけでなく、地域紛争  
の調停、郷賢祠の再建、醫藥局の設立と經營、飢民の救濟、放置  
された屍體の埋葬、獄囚への配慮など、本来ならば行政が擔當す  
べき分野にまで幅廣く活動の場を擴げている様子も目を引くとい  
う。そして、彼の日常の行動の記録を通じて、郷紳が在郷の有識  
者・指導者として、裁判と徴税以外の業務にはほとんど關わるこ  
とのなかつた地方官僚と行政のもつて、庶民のための自治組織を  
企畫し運営する役割を演じたことが明らかになるという。つまり、  
庶民にとつての郷紳は官よりも身近な存在で、地域あるいは鄉村  
社會が彼らに依存すること大であつたのであり、喧傳される悪行  
とは別に、郷紳にはこのような側面があつた事實も見逃されては  
ならないと著者は主張する。

明代以降、科擧あるいはその前段階の學校試に受かることで官  
僚あるいはその候補者となり、政治と文明の營爲に参加できる社  
會、それによつて權力や名譽とともに最も確實な致富の手段をも  
手にしうる社會が出現し、こうした體制のもとに郷紳とよばれた  
階層は誕生した。ところが、環境的にも能力・資格的にも擧業に  
専念し官僚となり、あるいは郷紳となりうる條件をそなえていな  
がら敢えてその道を選択せず、世間の常識とは懸け離れた人生を  
歩もうとする人物もいた。彼らは時に市隱などと稱せられたりも

するが、要するに、郷紳たることは對照的な生涯を送った人々である。第六章はそのような一生を過ごした二人の人物の傳記を紹介している。ただ、彼らは決して世捨て人などではなく、士大夫・讀書人に期待された責務を放棄したわけではなく、自らの良心と意志に忠實に生きただけであると著者は主張する。そして、彼らの日常との對比を通して郷紳の實像は一層鮮明となり、また、そうした生き方を許容した明末の社會状況の一端も明らかになるのではないかという。

第一節では明代を代表する畫家・文人である沈周が、一介の讀書人として通常の士大夫や讀書人とは違う人生を選択し、そこに独自の價値をみいだそうとしたが、處士の身のままで高官たちと對等の交際をつづけるとともに、世人の高い評價をかちえていたという事實等が明らかにされている。第二節では紹興の名族の出である張岱が、自らの意志で科擧に應ぜず官職につかず、無位無冠のまま趣味と遊興に耽溺したものの、世事に關心をもたないどころか、むしろ時代と社會に對して積極的に關わりとする一面を有したことが明らかにされている。

## V

「あとがき」の末尾で著者は、郷紳が超エリートであったことに觸れ、本書の結びとしている。それによると、郷紳の最下層におかれる生員は明末の時點でその數は總人口のわずか〇・三三

パーセントを占めるにすぎなかったという。生員の増加が社會問題化した明末においてすらこの程度の低い比率であったという。さらに、それに監生、舉人、進士を加え、郷紳の範疇に屬した人々の總數を推計してみても、その人口が總人口に占める比率は明末において〇・七パーセント未満であったという。これは、ほとんど城下町に住み、人口の一〇パーセントくらいであったとされる江戸時代の武士に比べると、比較にならないほどの少數者であり、郷紳を論ずる際この數字は常に記憶されるべきであろうと著者は述べている。

四十年近くに及ぶ著者の郷紳研究の集大成である本書は、深い學識によつて郷紳の實像を様々な觀點から具體的に描き出しており内容は非常に豊富で多彩であるが、その論點、言わんとするところは極めて明快である。そして、何よりも「郷紳とは何か」という根本的な問題に對する著者の見解は、明代の科擧制度・學校制度に關心を抱く評者にとつて實に得心のいくものである。ひとえに評者の無學の故に、本書の全體像を十分に紹介しきれず、また、郷紳研究史における本書の學術的意義を適切に評しきれないことを甚だ遺憾とするが、明清時代の社會や歴史の研究に志す者はもとより、近世中國のさらには中國文明そのものの本質を理解しようとする者にとつて必讀の書であることは疑いあるまい。

二〇〇九年九月 京都 京都大學學術出版會

A 五判 X 十六三〇頁 八五〇〇圓